

韓国 K-REACH 登録情報の公開と資料保護申請期限が案内されました

韓国の「化学物質の登録及び評価等に関する法律」（K-REACH／化評法）に基づく登録情報の公開制度が、2025 年 8 月 7 日から拡大施行されています。ただし、営業秘密などの保護が必要な資料は関連規定によって資料保護を申請することができます。2026 年 9 月 21 日に登録情報の公開と資料保護申請期限が案内されました。登録申請者の方は、営業秘密や個人情報の保護が必要な場合は、所定の手続きが必要です。

提出期限	2026 年 9 月 16 日～2026 年 12 月 15 日
------	----------------------------------

※期限までに資料保護申請が提出されない登録情報は、公開される予定です。

●今回の対象

対象物質	2025 年 8 月 7 日以前に登録された物質のうち 「登録対象既存化学物質」（環境部告示第 2015-92 号）に該当する化学物質
公開範囲	化評法施行規則第 51 条第 2 項第 1 号カ～サ目に定める登録情報 カ. 化学物質の名称および固有番号 ナ. 用途分類体系による用途 ダ. 化学物質の分類および表示 ウ. 登録形態(年間製造・輸入量の範囲、登録申請時の提出資料の省略有無などを言う) マ. 物理的・化学的特性に関する要約資料 バ. 有害性に関する要約資料 サ. 取り扱い時の注意事項などの安全使用に関する内容
今後の案内	登録対象既存化学物質以外の登録物質および申告物質については、 10 月中に案内予定

●資料保護申請の可能な範囲

- ・化学物質の商用名称または製品などの名称
- ・化学物質または製品の用途（用途分類体系による用途分類を含む）
- ・製品の取り扱い時の注意事項や廃棄方法などの安全使用に関する資料
- ・有害性に関する要約資料（ただし、第 5 号(試験方法および結果)に関する資料は除外)
- ・危害性に関する要約資料（ただし、第 6 号(人の健康および環境に対する無影響水準)は除外)
- ・化学物質の登録形態(年間製造・輸入量の範囲、登録申請時の提出資料の省略有無などを言う)に関する資料

● 事業者のチェックポイント

- ・登録済み物質が今回の公開対象に該当するか確認する
- ・公開予定情報の中に、営業秘密または個人情報が含まれていないか確認する
- ・保護が必要な場合は、立証資料を含む申請書類を期限内に提出する
- ・OR（代理人）を選任している場合は、OR と申請要否等を早めに確認する

K-REACH における登録申請を行っている企業におかれましては、チェックポイントを確認し、必要に応じて化評法の資料保護申請を行うことをお勧めいたします。

当社では、現在維持管理をご依頼いただいている化学物質について、資料保護申請のサポートを承っております。ご対応のためのご相談がございましたら、お気軽にお問合せください。

参考：

産業界支援センター | 登録情報公開及び資料保護の特例の申請案内

<https://www.chemnavi.or.kr/chemnavi/spboard/noticedetail.do?idx=83035>

 当社の提供サービス

韓国登録等の申請代行：

<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/korea.html>

 関連資料

ポイント解説「韓国化評法概要と共同登録～最新動向」

<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/download.html>

 お問合せ

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>

本資料は、調査時点における公開情報および信頼できる情報源に基づいて作成されたものです。記載内容の正確性・完全性・最新性には十分配慮しておりますが、情報の解釈や記載の誤り、または関連情報の見落としが含まれる可能性があります。

最終的な判断・対応につきましては、最新情報等をご確認の上、事業者自身の責任で行っていただくようお願いいたします。

当社は、本資料の内容に基づく判断・行動により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。